



改正養蜂振興法が25年1月から施行されました

- ・ミツバチを通年で飼育されている方、及び
- ・はちみつやミツバチ等を販売または譲渡されている方は

毎年、1月中に、住所地の都道府県に提出してください。(手数料はかかりません。)

花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要ですが、ミツバチ花粉交配状況調査票には記入をお願いします。

花粉交配用に必要な群数のミツバチを数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育されている方に限ります。

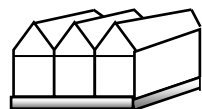


・花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。

- ・適切な衛生管理をお願いします。
- ・異常があれば、下記に相談してください。



園芸農家



貸出等の場合 → 養蜂業者に返却

買い取りの場合 → 焼却

窓口	担当係	電話
(届出)(衛生管理) 栗原地域事務所畜産振興部	畜産振興班	0228-22-2487
(相談)県庁畜産課	生産振興班	022-211-2853